

上天草市立斎場の管理運営に関する協定書（案）

上天草市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上天草市立斎場（以下「斎場」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上天草市立斎場条例（平成16年上天草市条例第94号。以下「斎場条例」という。）第12条の規定により指定管理者に指定された乙が行う斎場の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、斎場条例第13条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1） 火葬に関する業務
 - （2） 火葬のための施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用に関する業務
 - （3） 斎場の使用の許可に関する業務
 - （4） 施設等の管理及び運営に関する業務
 - （5） 斎場の利用料金の収受に関する業務
 - （6） 斎場の施設等の維持及び修繕に関する業務
 - （7） その他甲が斎場の管理上必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別添「上天草市立斎場指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 管理業務の対象となる斎場の施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

- 2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、斎場が円滑に運営されるよう、次に掲げる関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い、信義に沿って誠実に管理業務を履行しなければならない。

- (1) 上天草市立斎場条例、上天草市立斎場条例施行規則（平成16年上天草市規則第72号）
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）その他の行政関係法令
 - (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令
 - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、同法施行令（昭和45年政令第304号）、同法施行規則（昭和46年厚生省令第2号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行規則（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- 2 乙は、次に掲げる事項に留意し、管理業務を履行しなければならない。
- (1) 管理物件の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、上天草市個人情報保護条例（平成17年上天草市条例第4号）第27条第2項の規定に従い、第19条に定める安全確保の措置を講じること。
 - (2) 斎場の利用に係る許可等行政処分に対応する権限を行使するときは、上天草市行政手続条例（平成16年上天草市条例第16号）第2章の規定を順守すること。
 - (3) 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、これを適正に管理し、3年間保存すること。次条第1項に規定する指定期間が満了し、又は第13条の規定により指定を取り消された後も同様とする。
 - (4) 管理業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。
- 3 乙は、斎場又は斎場の利用者の被災に対する第一次責任を有し、斎場又は斎場利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定の期間）

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）

は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度（以下「事業年度」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委託料）

第6条 管理業務に対する委託料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	委託料の額
令和6年度	各年度12,152,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限として、対象年度の開始前に対象年度の予算の範囲内で、甲乙協議した上で定めた額
令和7年度	
令和8年度	

2 甲は、事業年度当初に乙と協議した上で前項の表に定める委託料の事業年度ごとの支払計画書を作成し、その計画に従って、乙は、書面により委託料を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により提出された支払請求書が適当であると認めるときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（委託料の額の変更）

第7条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（リスク分担）

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記1「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項のリスク分担表に定めるリスク分担に疑義がある場合又は当該リスク分担以外の不測のリスクが生じた場合は、甲、乙協議の上、リスク分担を決定するものとする。

（事業計画等の提出）

第9条 乙は、各年度の2月末日までに、当該事業年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- （1） 管理業務に係る運営体制
- （2） 管理業務に要する経費の収支の総額及び内訳
- （3） その他甲が必要と認める事項

- 2 甲は、前項の事業計画書が提出されたときは、その内容を審査し、事業年度開始前までに必要な指示をすることができる。
- 3 乙は、事業年度中において事業計画書の内容を変更する場合は、甲に事前に報告しなければならない。

(業務報告)

第10条 乙は、月毎に次に掲げる報告書及び当該報告書の電子データを翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- (1) 斎場の利用実績に関すること。
 - (2) 財産及び物品の維持管理に関すること。
 - (3) 斎場の管理運営状況に関すること。
 - (4) 管理業務の目標達成状況に関すること。
 - (5) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項各号に掲げるもののほか管理業務に係る経費の収支及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 3 甲は、乙の管理運営業務の内容が根拠法令又は承認済みの事業計画内容に適合しないものであるときは、指定管理者に対しその業務の再履行を命ずることができる。この場合において、再履行に要する費用は乙の負担とする。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 管理業務の実績に関すること。
 - (2) 斎場の利用実績に関すること。
 - (3) 年間収支実績に関すること。
 - (4) 財産及び物品の維持管理に関すること。
 - (5) 斎場の管理運営状況に関すること。
 - (6) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、斎場の良好な管理状況を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標を設定し、乙は、前項の事業報告書と併せて、指標に対する管理業務の進捗状況を記載した書面を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、管理業務に係る経費の収支に関する帳票その他管理業務に係る記録を整備し、常に管理業務に係る経理の状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

4 甲及び乙は、指定期間において管理業務が管理運営の基準等に適合して実施されているかどうかを確認するため、管理業務の実施状況の調査を行うものとする。

(情報公開)

第12条 乙は、斎場の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が斎場の指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに甲の承認を得なければならない。

3 甲は、第1項各号に掲げる場合のほか、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

4 前2項の規定により、この協定が解除され、又は管理業務の全部若しくは一部が廃止された場合における損害の賠償については、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害時等の対応)

第14条 乙は、管理施設又は管理施設の利用者等に災害又は事故があった時は、迅速かつ適切な対応を行うとともに速やかに甲に報告して、その指示に従うものとする。

(原状回復義務)

第15条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定管理者としての指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった管理物件を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第16条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(保険契約)

第17条 乙は、甲が指定する期日までに、自己の負担により損害賠償責任の履行の確保のため、履行保証保険契約（以下「保険契約」という。）を締結するものとする。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、当該保険契約に係る保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。

3 乙が保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(再委託の禁止)

第18条 乙は、管理業務を他者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(施設、設備等の使用)

第20条 乙は、管理物件を除く斎場の施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第21条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第22条 乙は、斎場の管理業務に必要な諸規則及び執行体制（非常時における体制を含む。）を整備し、これを書面にて甲に提出しなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第23条 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、円滑に、かつ、支障なく管理業務の実施が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを書面にて行わなければならない。

2 甲が、指定期間の満了等により、新たに指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、乙による管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

(業務の実施)

第24条 乙は、この協定に定めるもののほか、次に掲げる規程等並びに甲への説明等に従って管理業務を実施するものとする。

(1) 上天草市立斎場指定管理者募集要項 (以下「募集要項」という。)

(2) 上天草市立斎場指定管理者業務仕様書 (以下「業務仕様書」という。)

(3) 乙の提案した事業計画書 (以下「事業計画書」という。)

(4) 公募説明会等での質問への回答 (以下「質問回答書」という。)

(協定以外の規程等の適用関係)

第25条 前条各号に掲げる規程等の間に解釈上の矛盾又は齟齬が生じた場合は、この協定、質問回答書、募集要項、業務仕様書、事業計画書の順に解釈が優先されるものとする。

(協定の改定)

第26条 斎場の管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第27条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 上天草市
代表者 上天草市長 堀江 隆臣

乙

別記 1

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
法令の改正	上記以外	○	
	施設管理又は運營業務に影響を及ぼす法令改正	○	
税制度の変更	指定管理者に影響を及ぼす法令改正		○
	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
政治、行政的理由による事業変更	一般的な税制変更		○
	政治、行政的理由から、施設管理若しくは運營業務の継続に支障が生じた場合又は運營業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴う、施設、若しくは設備又は市が所有する備品の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○

資金調達	経費の支払い遅延（市→指定管理者） によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業 者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（軽微なもの （注））	○	○ （10万円 未満）
	第三者の行為から生じたもので相手方 が特定できないもの	○	○ （10万円 未満）
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったこと によるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方 が特定できないもの	○	○ （10万円 未満）
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったこと により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場 合	○	
運営リスク	景気、社会情勢等の変動による施設利 用収入の減少		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又 は期間中途における業務を廃止した場 合における事業者の撤収費用		○

(注) 「軽微なもの」とは、ドア類の金属補修、電気機器類の消耗部品等の交換、機器等の修繕等で、1件につき10万円未満のもの。

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、当該業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、この協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。